

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県海岸占用料等徴収条例	公 布 日	平成12年3月24日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第18号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	県土整備部流域管理課	電 話 番 号	059-224-2686
条例の概要	海岸法第11条(同法第37条の8の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、県が徴収する占用料又は土石採取料に関する事項について定めるものである。	条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	海岸法第11条の規定に基づき、海岸保全区域の占用許可を受けた者に対し占用料を、海岸保全区域内において土石採取の許可を受けた者に対し土石採取料を徴収することができる。海岸保全区域管理の財源に充てるため占用料及び土石採取料を徴収する必要があることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	使用料に関する事項は、地方財政法第23条の規定により、条例で定める必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	使用料に関する事項は、地方財政法第23条の規定により、条例で定める必要がある。
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	海岸法第11条及び地方財政法第23条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策112 治山・治水・海岸保全の推進
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方財政法第23条の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じる。
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から海岸法第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の許可を受けた者に対する使用料の徴収であり、公平性を欠いたものではない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	受益者負担の考え方から海岸法第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の許可を受けた者に対する使用料の徴収であり、公平性を欠いたものではない。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			
					無
					無